

令和8年度 森町保育施設利用調整指標表

＜利用調整指標表について＞

- ・利用調整は、次に定める「【I】基準点(保護者の状況)」「【II】調整点数①(世帯の状況)」「【III】調整点数②(祖父母の状況)」の合計点に基づき行います。
- ・【I】【II】【III】の合計点が同点の場合は、「【IV】同点の場合の優先順位」に基づき順位を決定します。

【I】基準点(保護者の状況)

I-1～9のうち一番点数の高い要件を父母ともにひとつずつ選択します。

番号	区分	基準要件	点数	
			父	母
I-1	就労 (就労内定等を含む)	月160時間以上の就労を常態(休憩時間は含まない。)	20	20
		月150時間以上の就労を常態(休憩時間は含まない。)	18	18
		月140時間以上の就労を常態(休憩時間は含まない。)	16	16
		月120時間以上の就労を常態(休憩時間は含まない。)	14	14
		月100時間以上の就労を常態(休憩時間は含まない。)	12	12
		月80時間以上の就労を常態(休憩時間は含まない。)	10	10
		月64時間以上の就労を常態(休憩時間は含まない。)	8	8
I-2	妊娠・出産	月64時間以上の就労を常態(休憩時間は含まない。)	7	7
		出産又は出産の準備・休養を要する期間の場合 ただし、出産(予定)日の前後8週を含む計5ヶ月以内とする		16
I-3	疾病 ・ 障がい	1か月以上の入院又は常に寝たきりの状態である場合	20	20
		居宅内療養 (1か月以上)	18	18
		上記以外で、通院加療が必要な場合	14	14
	障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する場合	18	18
		身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級に該当する場合	14	14
I-4	親族の 介護・看護等	身体障害者手帳4級以下の場合	10	10
		(被看護・介護者が)病院等の指示により、1ヶ月以上の付添が必要な場合	20	20
		(被看護・介護者が)身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護3～5に該当する場合	18	18
		(被看護・介護者が)身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級、要介護1～2に該当する場合	14	14
		(被看護・介護者が)上記以外で、介護・看護が必要と認められる場合	11	11
I-5	災害	火災、風・水害等で家屋が失われ復旧にあたっている場合又は近隣の復旧活動に従事しており、保育することができない場合	20	20
I-6	求職	求職活動により家庭保育が困難と認められる場合	7	7
I-7	就学	国・県等設置の職業訓練施設や学校教育法に定める学校等に就学(通学)している場合	15	15
I-8	不在	死亡・離別・行方不明・拘禁等により不在の場合	20	20
I-9	その他	町長が特に保育を必要と認める場合(※指標は各項目に準拠する)	※	※

【II】調整点数①(世帯の状況)

- ・該当する項目により加算・減算します。
- ・同番号内に複数の調整点数がある場合は、該当する調整点数のいずれか1つを適用します。
- ・表中の特定教育・保育施設等とは、教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)及び地域型保育事業者(小規模保育事業、事業所内保育事業等)のうち、施設型給付費や地域型保育給付費を受ける対象施設として、町が確認を行った施設・事業を指します。

分類	番号	区分	調整要件	点数
家庭 の 状 況	II-1	世帯の状況	生活保護世帯の場合	+ 20
	II-2		両親とも不在の場合	+ 15
	II-3		児童福祉法における特別の支援を要する家庭の児童に該当する場合(要保護児童等)	+ 30
	II-4		虐待やDVのおそれがあると認められる場合	+ 30
障 が い	II-5	ひとり親等の 状況	祖父母等の親族と同居していない場合(世帯分離・同一敷地内の別棟・隣接地も同居とみなす)	+ 10
	II-6		祖父母等の親族と同居している場合(世帯分離・同一敷地内の別棟・隣接地も同居とみなす)	+ 5
	II-7	同居の親族の 状況	父母、祖父母以外の同居親族が申込児童を保育可能な場合(世帯分離・同一敷地内の別棟・隣接地も同居とみなす) 【65歳以上、就労、就学、病気療養等は除く。】	各△10
障 が い	II-8	父母のどちらかが身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている場合	+ 5	
	II-9	申込児童が障害者手帳の交付を受けている場合	+ 3	
	II-9	申込児童以外の小学生以下のきょうだいが身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている場合	+ 2	

分類	番号	区分	調整要件	点数
父 母 の 就 労 状 況	II-10	父母の1か月間の就労日数 (就労日数の少ない方)	月24日以上の就労	+ 5
			月20日以上の就労	+ 4
			月16日以上の就労	+ 3
			月12日以上の就労	+ 1
児 童 の 状 況	II-11	父母のどちらかが 保育士等	町内の特定教育・保育施設等で勤務する保育士、幼稚園教諭等※ (月20日以上かつ1日実働6時間以上の勤務又は月120時間以上の勤務の場合)	+ 30
			町内の特定教育・保育施設等で勤務する保育士、幼稚園教諭等※ (上記以外の場合)	+ 15
			町外の特定教育・保育施設等で勤務する保育士、幼稚園教諭等※	+ 3
児 童 の 状 況	II-12	入所第1希望園にきょうだいが既に入所している場合(入所希望日に卒園している場合は除く)		+ 10
	II-13	申込児童のきょうだいと 同時申込の場合	2人	+ 2
			3人以上	+ 3
	II-14	申込児童が多胎児の場合		+ 2
	II-15	地域型保育事業の利用児童が卒園等により利用施設・事業を変更しなければならない場合		+ 20
そ の 他	II-16	現在、町内の幼稚園に入園中の 場合又は希望園以外の保育所に 入所している場合(転園)	希望している保育施設にきょうだいが通っている場合	0
			II-15に該当したきょうだいと同時申込をしており、同じ保育施設を希望している 場合	0
			既に特定教育・保育施設等に入所している場合	△ 15
そ の 他	II-17	年度途中の入 所希望の場合	入所希望日が10月1日以降の場合	△ 1
			入所希望日が1月1日以降の場合	△ 3
	II-18	広域入所 (転入)等	森町へ転入後も町外の特定教育・保育施設等へ継続して入所している場合	+ 5
	II-19	住所地が森町以外の場合(転入予定者を除く)	森町へ転入予定であり、現在、特定教育・保育施設等に入所している場合	+ 5
	II-19	住所地が森町以外の場合(転入予定者を除く)	△ 20	

【III】調整点数②(祖父母の状況)

・該当する項目により加算・減算します

番号	調整要件	点数					
		父方祖父	父方祖母	母方祖父	母方祖母		
A	申込児童と別居している	0	0	0	0		
B	申込児童と同居しているが65歳以上(世帯分離・同一敷地内の別棟・隣接地も同居とみなす)	0	0	0	0		
C	申込児童と同居していて65歳未満(世帯分離・同一敷地内の別棟・隣接地も同居とみなす)	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10		
上記Cで減算しても、添付資料により次の状況が確認できる場合は以下の該当に応じた点数を加算する。ただし、C+Dの上限は0とする。							
D	就労	月160時間以上の就労を常態(休憩時間は含まない。)	+ 10	+ 10	+ 10	+ 10	
		月120時間以上の就労を常態(休憩時間は含まない。)	+ 8	+ 8	+ 8	+ 8	
		月64時間以上の就労を常態(休憩時間は含まない。)	+ 6	+ 6	+ 6	+ 6	
		上記以外での就労を常態	+ 2	+ 2	+ 2	+ 2	
	求職	求職活動中	+ 1	+ 1	+ 1	+ 1	
	祖父母本人が 要介護	要介護3以上	+ 10	+ 10	+ 10	+ 10	
		要介護1~2	+ 5	+ 5	+ 5	+ 5	
	疾病	1か月以上の入院又は寝たきり	+ 10	+ 10	+ 10	+ 10	
		居宅内療養 (1か月以上)	安静を要する自宅療養が必要と診断されている場合	+ 8	+ 8	+ 8	+ 8
		上記以外で、通院加療が必要な場合	+ 6	+ 6	+ 6	+ 6	
	障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	+ 10	+ 10	+ 10	+ 10	
		身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級	+ 8	+ 8	+ 8	+ 8	
		身体障害者手帳4級以下	+ 6	+ 6	+ 6	+ 6	
	親族の 介護・看護	(被看護・介護者が)病院等の指示により、1ヶ月以上の付添が必要な場合	+ 10	+ 10	+ 10	+ 10	
		(被看護・介護者が)身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、 要介護3~5に該当する場合	+ 10	+ 10	+ 10	+ 10	
		(被看護・介護者が)身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級、 要介護1~2に該当する場合	+ 8	+ 8	+ 8	+ 8	
		上記以外で、介護・看護が必要と認められる場合	+ 5	+ 5	+ 5	+ 5	

【IV】同点の場合の優先順位

【I】 【II】 【III】の合計点が同点の場合は、「【IV】同点の場合の優先順位」に基づき順位を決定します。

段階	判定項目
1	森町内に在住している(申込日の属する年度内に転入予定の者を含む)
2	家庭の状況のひとり親・DV虐待・両親とも不在・生活保護のいずれかに該当する場合
3	【I】基準点(保護者の状況)が高い世帯
4	【I】基準点(保護者の状況)が同点の場合は、次の順序を優先 1 災害 2 疾病・障害 3 就労 4 親族の介護・看護等 5 就学 6 求職 7 妊娠・出産
5	きょうだいが同じ保育施設に入所できる場合(既にきょうだいが入所している場合を含む。)
6	世帯で保育料の滞納歴がないもの(きょうだい・卒園・退園児童を含む)
7	祖父母と町外別居している世帯
8	祖父母と町内別居している世帯
9	保護者等の状況(町民税所得割額等)から、より保育の必要性がある場合を総合的に判断
10	その他、上記以外の項目にて、健康こども課で協議し判断